

## 全国視能訓練士学校協会 会費規定

### (目的)

第 1 条 この規則は、会則第 3 条に定める会員及び賛助会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

### (会費)

第 2 条 会則第 9 条第 1 項及び賛助会員規定の賛助会員の会費に規程する会費（年間）は、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 50,000 円
- (2) 特別法人会員 50,000 円
- (3) 法人会員 30,000 円
- (4) 個人会員 5,000 円

### (会費の納入)

第 3 条 1 入会した正会員、特別法人会員及び法人会員並びに個人会員は、入会決定通知を受けた日から原則として 30 日以内にその事業年度の会費を納入しなければならない。

2 正会員、特別法人会員及び賛助会員並びに個人会員は、毎事業年度の会費として、当該年度の 9 月末までに納入しなければならない。

### (資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第 4 条 1 正会員、特別法人会員及び法人会員並びに個人会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった年度の未納会費を納入しなければならない。

2 正会員、特別法人会員及び法人会員並びに個人会員が納入した会費については、これを返還しない。

### (会費未納者への督促)

第 5 条 1 正会員、特別法人会員及び法人会員並びに個人会員が、毎事業年度の会費として当該年度の 9 月末までに納入しなかった場合、会費の納入を行うよう督促する。

2 当該年度末月までに会費の納入がなかった場合、翌年度の会費時に会費請求と退会届を送付する。また会費の納入があるまでは、ホームページから削除し、リーフレット等の送付を止めるものとする。

### (会費未納による会員資格の喪失)

第 6 条 1 正会員、特別法人会員及び法人会員並びに個人会員が、毎事業年度の会費として当該年度末

月までに納入しなかった場合、会費未納会員の会員資格喪失について理事会に諮るものとする。

- 2 会費未納会員の会員資格喪失を理事会が決議した場合、当該会員を除名する。
- 3 法人は除名処分された会員に対して、その旨を通知するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

#### 附 則

1. この規程は、令和2年11月22日から施行する。